

# 令和8年度 創業者支援事業補助制度案内

## 概要

観音寺市内で新たに創業を開始する方に対し、必要経費の一部を補助します。

## 対象者

法人又は個人事業主で補助金の申請年度内に創業を開始する方又は申請時に創業の日から13か月を経過していない方

※ 観音寺市、観音寺商工会議所、観音寺市大豊商工会が毎年8月から9月にかけて開催する創業セミナーを受講していることが要件です。

## 申請期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

## 補助対象経費

補助金の交付申請年度内及び交付申請年度の前年度の創業等に係る次の経費

### 店舗等借入費

店舗、事務所、駐車場の賃借料及び共益費

### 設備費

店舗、事務所の開設に伴う内装及び外装工事に要する経費

機械装置、工具、用具、備品の購入・借用に要する経費

※補助事業の遂行に必要と断定できないもの（汎用性のある筆記用具や事業用以外の車両、PC等）は補助対象外となります。

### 広報費

広告宣伝費、パンフレット等印刷費、ホームページ作成費等

※その他、市場調査に必要なマーケティング費や官公庁への申請書類の作成に必要な事務手続費も補助対象となります。

## 補助率

補助対象経費から消費税及び地方消費税の額を除いた額の2/3以内（上限30万円）

# 申請から交付までの流れ

## 1. 交付申請（令和8年4月1日から令和8年9月30日が申請期間です。）

以下の必要書類を揃えて申請期間内に申請してください。

交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）  
誓約書（様式第4号）、観音寺商工会議所・観音寺大豊商工会からの推薦書  
市税の完納証明書、住民票の写し、登記事項証明書（法人の場合）、個人事業の  
開業・閉業等届出書の写し、営業許可証の写し（該当者のみ）、補助対象経費の内訳  
を説明する書類（店舗等の賃借契約書の写し、内装等の工事契約書の写し、機械装置  
等の見積書の写し等）

## 2. 交付決定（令和8年1月頃）

申請書類を審査の上、交付を決定した場合、交付決定通知書を発行します。

## 3. 変更申請

補助事業の内容、経費の配分等、申請内容が変更となる場合は、交付変更申請書  
（様式第6号）を提出してください。

## 4. 実績報告（令和8年1月頃から令和8年3月）

補助事業完了後に以下の必要書類を提出してください。

実績報告書（様式第8号）、収支決算書（様式第9号）、収支を証する書類の写し

## 5. 補助金額の確定

実績報告の内容を審査した後、交付する補助金額を確定し、補助金額確定通知書  
を発行します。

## 6. 補助金交付請求

補助金額確定通知書の受領後、補助金交付請求書（様式第11号）を提出してください。

## 7. 補助金のお振込

ご指定の口座に補助金をお振込みします。

※本チラシは制度の概要を紹介するものになりますので、制度の詳細は以下

問い合わせ先までお問い合わせください。

### 問い合わせ先

観音寺市経済部商工観光課商工労政係  
Tel:0875-23-3933  
Mail : shoukan@city.kanonji.lg.jp  
Fax : 0875-23-3956

### 推薦書依頼先

観音寺商工会議所（観音寺市坂本町1丁目1-25）  
Tel : 0875-25-3073  
観音寺市大豊商工会（観音寺市大野原町大野原1967-3）  
Tel : 0875-54-2159